

調整力等に関する委員会の設置について

平成27年4月30日
調整力等に関する委員会 事務局

以下の事項について検討するため、定款第39条第1項の規定に基づき、第2回理事会において、「調整力等に関する委員会」を設置。

理事会からの諮問事項：

- (1) 調整力の今後のあり方に係る検討
- (2) 連系線マージンの今後のあり方に係る検討

<参考1> 定款の関係条文

【定款】

(委員会)

第39条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会は、業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

＜参考2＞ 業務規程・送配電等業務指針の関係条文

【業務規程】

(予備力及び調整力の適切な水準等の検討)

第101条の2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力（一般電気事業者の送配電部門が、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力をいう。）の適切な水準等について検討を行う。

2 前項において、本機関は電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに検討の過程と結果を会員に通知するとともに公表する。

【送配電等業務指針】

(運転予備力の確保)

第146条 (抜粋)

3 一般電気事業者が確保すべき運転予備力の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(下げ代の確保)

第150条 (抜粋)

3 一般電気事業者が確保すべき下げ代の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(マージンの値)

第170条 (抜粋)

3 当面の融通期待量は、各供給区域の系統容量の3パーセントに相当する電力又は供給区域に電気を供給予定の供給区域内の電源のうち、出力が最大である単一の電源の最大出力（但し、当該電源が発電する電気を継続的に供給区域外へ供給している場合は、当該供給量を控除した値とする。）が故障等により失われた場合にも電力系統を安定に維持できる電力とし、本機関は、継続的に適切な融通期待量について検討を進める。

<参考3> 電力広域的運営推進機関委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第39条に基づき設置される委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、検討を行う。

(委員の選任等)

第3条 委員は、理事会が選任する。

2 委員の任期は、委員会ごとに理事会が定める。

3 理事会は、委員に不正と認められる行為があった場合等正当な理由があるときは、委員を解任することができる。

4 委員は、原則、評議員と兼任することはできない。但し、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(委員長を選任等)

第4条 委員長は、委員の中から理事会が選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、その職務を代理する委員を理事会が選任する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長又は理事会が必要と認めたときに招集する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、中立者委員（電気供給事業者を代表する者として選任した委員（以下「事業者委員」という。）を除く委員をいう。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員長は、事業者委員について、同一の電気供給事業者に所属する役職員の代理出席を認めることができる。

3 委員会の議事は、出席した中立者委員（但し、第8条第2項によりオブザーバーとなった委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。

5 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第11条第3項に定める親法人等と子法人等の関係にある場合は、当

該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。)に所属する状況になった場合、当該の委員は本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。

(理事長等の出席)

第7条 本機関の役員及び理事長の指名する者は委員会に出席できる。

(オブザーバー)

第8条 委員会はオブザーバーを招聘し、その意見を聞くことができる。

2 検討する案件の内容に直接的な利害を有する委員については、当該案件の検討に限り、オブザーバーとする。

3 オブザーバーは、委員長の認めるところにより、意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、公表する。

(報酬)

第10条 本機関は、次の各号に掲げるところにより、委員に対し、報酬及び交通費を支給する。

一 報酬 委員会の1回の出席につき30,000円とし、左記金額から源泉徴収を行う。

二 交通費 原則として、委員の勤務先又は自宅の最寄り駅から委員会開催場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。

2 本機関は、前項とは別に、必要な場合は、適切な報酬を支払うことができる。

(幹事)

第11条 委員会の幹事となる部は、委員会設置の際に理事会で決定する。

(その他)

第12条 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事会にて定める。

2 前項に関わらず、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項(重要な事項を除く。)は、委員長が委員会に諮って定める。